

B 0 0 5 - 3 地域連携診療計画退院
時指導料(1)

【削除】

用は、所定点数に含まれるものとする。
注 4 区分番号 A 2 3 8 に掲げる退院調整加算、
区分番号 A 2 3 8 - 4 に掲げる救急搬送患者
地域連携紹介加算、区分番号 B 0 0 3 に掲げ
る開放型病院共同指導料(Ⅱ)又は区分番号 B 0
0 5 に掲げる退院時共同指導料 2 は、別に算
定できない。

600点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出
た保険医療機関（計画管理病院を除く。）が
、区分番号 B 0 0 5 - 2 に掲げる地域連携診
療計画管理料を算定した患者の退院時に、患
者の同意を得た上で、地域連携診療計画に基
づく退院後の診療計画を作成し、患者に説明
し、文書により提供するとともに、計画管理
病院に当該患者に係る診療情報を文書により
提供した場合に、所定点数を算定する。

注 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出
た保険医療機関（計画管理病院を除く。）が
、患者の同意を得た上で、注 1 に規定する診
療計画に基づいて、地域において当該患者の
退院後の治療等を担う保険医療機関又は介護
サービス事業者等に当該患者に係る診療情報
を文書により提供した場合には、地域連携診
療計画退院計画加算として、100点を所定点
数に加算する。

(削除)

注3 注1の規定に基づく計画管理病院への文書の提供及び注2の規定に基づく当該保険医療機関又は介護サービス事業者等への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、それぞれ所定点数に含まれるものとする。

注4 当該患者に対して行われた区分番号B005-1-2に掲げる介護支援連携指導料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

注5 区分番号A238に掲げる退院調整加算、区分番号A238-5に掲げる救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(II)又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

B005-3-2 地域連携診療計画
退院時指導料(II)

300点

【削除】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（計画管理病院を除く。）が、他の保険医療機関において区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)を算定して当該他の保険医療機関を退院した患者であって入院中の患者以外のものに対して、同区分番号の注1に規定する診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに計画管理病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、所定点

→ (削除)